

# 総合評価落札方式の運用ガイドラインの一部改正について

令和6年6月1日以降に公告する名古屋港管理組合の発注工事について、総合評価落札方式対象工事の評価項目中の「企業の技術力に関する項目」を一部改正します。

## 1. 「優良工事表彰」における評価対象工事の追加

中部地方整備局営繕部長からの「優良工事表彰」及び名古屋市住宅都市局長からの「優秀施工者表彰」を元請として受賞している場合も評価の対象とします。

### 改正前

対 象	前年度までの過去10年度に入札公告の前日までを含めた期間の本組合管理者、中部地方整備局長、中部地方整備局管内の事務所長若しくは愛知県知事、愛知県企業庁長からの「優良工事表彰」又は名古屋市緑政土木局長、名古屋市上下水道局長より「優秀工事表彰」を元請として受賞している場合において評価する。
-----	---

### 改正後

対 象	前年度までの過去10年度に入札公告の前日までを含めた期間の本組合管理者、中部地方整備局長、 <u>中部地方整備局営繕部長</u> 、中部地方整備局管内の事務所長もしくは愛知県知事、愛知県企業庁長からの「優良工事表彰」、名古屋市緑政土木局長、名古屋市上下水道局長からの「優秀工事表彰」又は <u>名古屋市住宅都市局長からの「優秀施工者表彰」</u> を元請として受賞している場合において評価する。
-----	---

※「名古屋港管理組合発注工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」は名古屋港管理組合公式ウェブサイト (<https://www.port-of-nagoya.jp/>) ページ番号 1001002 に掲示してあります。